

令和3年2月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和3年3月4日～5日

場 所 第4委員会室

令和3年3月4日(木曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第61号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)
- 議案第66号 令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)
- 議案第67号 令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第68号 令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第72号 令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
 - ・「産業廃棄物処理に係る公共関与事業のとりまとめ」について
 - ・日本農業遺産の認定について
 - ・宮崎県食の安全・安心推進計画の改定について
 - ・高病原性鳥インフルエンザへの対応状況について

出席委員(7人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	安田厚生
委員		星原透
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		河野哲也
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	佐野詔藏
環境森林部次長 (総括)	川口泰夫
環境森林部次長 (技術担当)	日高和孝
環境森林課長	横山直樹
みやざきの森林 づくり推進室長	廣島一明
環境管理課長	佐沢行広
循環社会推進課長	鍋島宏三
自然環境課長	黒木逸郎
自然公園室長	藤本英博
森林経営課長	橘木秀利
山村・木材振興課長	有山隆史
みやざきスギ 活用推進室長	福田芳光
工事検査監	木嶋誠
林業技術センター所長	濱砂正則
木材利用技術 センター所長	美戸司

農政水産部

農政水産部長	大久津浩
農政水産部次長 (総括)	河野讓二
農政水産部次長 (農政担当)	牛谷良夫
農政水産部次長 (水産担当)	外山秀樹
畜産新生推進局長	花田広
農政企画課長	殿所大明
中山間農業振興室長	小林貴史
農業連携推進課長	愛甲一郎
みやざきブランド 推進室長	松田義信
農業経営支援課長	東洋一郎
農業改良対策監	戸高朗

農業担い手対策室長	戸 高 久 吉
農産園芸課長	柳 田 敬
農村計画課長	小 野 正 寛
畑かん営農推進室長	押 川 浩 一
農村整備課長	酒 匂 芳 洋
水産政策課長	福 井 真 吾
漁業・資源管理室長	西 府 稔 也
漁村振興課長	坂 本 龍 一
漁港漁場整備室長	鈴 木 宣 生
畜産振興課長	河 野 明 彦
家畜防疫対策課長	丸 本 信 之
工事検査監	鬼 束 哲 生
総合農業試験場長	日 高 義 幸
県立農業大学校長	徳 留 英 裕
水産試験場長	林 田 秀 一
畜産試験場長	三 浦 博 幸

事務局職員出席者

議事課主査	川 野 有 里 子
議事課主任主事	石 山 敬 祐

○日高委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

当委員会に付託されました環境森林部の令和2年度補正予算関連議案の説明を求めます。

○佐野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしく申し上げます。

座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております常任委員会資料の

表紙を御覧いただきたいと思っております。

本日の説明事項は、提出議案が4件、その他報告事項が1件であります。

Iの予算議案といたしまして、議案第61号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第14号）」など4件と、IIのその他報告事項といたしまして、「産業廃棄物処理に係る公共関与事業のとりまとめについて」を御報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

環境森林部の補正予算案について御説明いたします。

まず、1、歳出予算集計表（課別）であります。

この表は、議案第61号をはじめとする4つの予算議案に関する歳出予算を、課別に集計したものであります。

このうち、議案第61号に関する一般会計の補正につきましては、国の補正予算に伴う増額や事業費の確定など、必要な措置を行うものであります。

表の中ほどの2月補正額、B列の一般会計の小計欄に網かけしてありますとおり、19億7,992万9,000円の増額をお願いしております。

今回の補正予算では、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、森林整備事業や治山事業などの防災・減災対策に、今年度から前倒しで取り組んでいくことといたしております。

木材製品の国際競争力の強化に向けた加工施設の大規模化や効率化等に取り組むため、国の経済対策分として46億2,408万7,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計予算額は、その右側の補正後の額、E列にありますとおり、246億9,948万4,000円となります。

また、議案第66号から68号に関する特別会計の補正につきましては、入札価格の低迷による売払収入の減などでありまして、特別会計に係る2月補正額のB列の下から2段目、小計欄に網かけしてありますとおり、1億2,747万2,000円の減額をお願いしております。

この結果、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の予算額は、表の補正後の額、E列の一番下、環境森林部合計欄に網かけしてありますとおり、257億9,888万4,000円となります。

次に、2ページをお開きいただきたいと思えます。

2、繰越明許費補正（追加）についてであります。

これは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などの国の補正予算の関係から、工期が不足すること、また、各現場におきまして工法の検討に日時を要したことにより、工期が不足することなどの理由によりまして、翌年度への繰越しをお願いするものであります。

議案第61号関係の自然環境課、森林経営課、山村・木材振興課の所管事業で、表の合計欄に網かけしてありますとおり、45億5,024万9,000円の繰越明許費の追加をお願いするものであります。

次に、3ページを御覧いただきたいと思えます。

3、繰越明許費補正（変更）についてであります。

議案第61号関係の環境森林課、自然環境課、森林経営課の所管事業で、表の合計欄に網かけしてありますとおり、55億3,170万3,000円へ増額をお願いするものであります。

次に、4、債務負担行為補正（追加）につい

てであります。

これは、議案第61号関係の自然環境課が所管しております山地治山事業でありまして、今後見込まれる事業費等を新たに設定するものであります。

私からの説明は以上であります。各事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長、室長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○横山環境森林課長 環境森林課の補正予算について御説明いたします。

お手元の、令和2年度2月補正歳出予算説明資料の187ページをお開きください。

環境森林課の補正額は、表の一番上、環境森林課とある段、左から2列目の補正額の欄にありますように、1億5,200万1,000円の減額をお願いしております。

内訳は、その下にありますように、一般会計が3,784万7,000円、特別会計が1億1,415万4,000円の減額であります。

この結果、補正後の額は、一番上の段、右から3列目、補正後の額の欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせ、35億9,749万9,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

189ページをお開きください。

下から5行目、(事項)職員費1,495万2,000円の増額、及び、次の190ページ中ほどの(事項)職員費3,768万9,000円の減額であります。

これは、人事異動等により、執行見込額との間に差額が生じたものでございます。

191ページを御覧ください。

下から4行目の(事項)ひなもり台県民ふれあいの森等管理費870万2,000円の減額でありま

す。

これは主に、ひなもり台県民ふれあいの森キャンプ場の木造キャビン整備につきまして、プロポーザルにより、設計と施工を一括発注したことに伴う執行残であります。

次に、193ページをお開きください。

山林基本財産特別会計についてであります。

中ほどの(事項) 県有林造成事業費1,892万8,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄の1、物件費410万4,000円の減額は、間伐材搬出量の減に伴いまして、市場手数料等が減額になったことによるもの、また、4、建設事業費1,427万5,000円の減額は、間伐材搬出量の減に伴いまして、委託料が減額となったことなどによるものでございます。

195ページをお開きください。

拡大造林事業特別会計についてであります。

中ほどの(事項) 県行造林造成事業費9,106万円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄の3、補助費等4,908万6,000円の減額は、主伐の売払収入の減によりまして、土地所有者に支払う分収交付金が減額となったことなどによるもの、また、4の建設事業費4,065万円の減額は、作業路等の実施箇所を見直したことなどによるものでございます。

説明は以上であります。御審議、よろしくお願いたします。

○佐沢環境管理課長 環境管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の197ページをお開きください。

環境管理課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で5,339

万9,000円の減額をお願いしております。

この結果、右から3列目にありますように、補正後の額は3億2,155万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

199ページをお開きください。

上から5段目の(事項) 大気保全費419万7,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄の1、大気汚染常時監視事業の281万5,000円の減額ですが、これは、PM2.5などの大気汚染物質の監視に伴う、測定機器購入の入札残などであります。

次の(事項) 水質保全費1,606万8,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄の1、水質環境基準等監視事業の1,370万円の減額ですが、これは、ヒ素をはじめとする重金属の分析装置購入の入札残などであります。

2つ下の3、硫黄山河川白濁水質監視事業の230万円の減額ですが、これは、硫黄山周辺河川における水質検査業務の入札残などでありませぬ。

200ページをお開きください。

中ほどの(事項) 公害保健対策費2,771万7,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄の1、公害健康被害補償対策費の2,166万5,000円の減額ですが、これは、土呂久公害認定患者の方々への医療費や障害補償費等の給付額が、当初の見込額を下回ったことによるものなどであります。

環境管理課の説明は以上であります。

○鍋島循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。当課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の203ページをお開きくださ

い。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計で1億5,182万4,000円の減額をお願いしております。

この結果、右から3列目にありますように、補正後の額は7億2,755万7,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

205ページをお開きください。

まず、上から5段目、(事項)一般廃棄物処理対策推進費1,331万4,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄の2、海岸漂着物等地域対策推進事業1,158万4,000円の減額、これにつきましては、海洋ごみ発生抑制のための啓発活動ですとか、市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理への支援などを行っておるところですけれども、国の補助額が決定したことによるものであります。

次の(事項)産業廃棄物処理対策推進費1億2,932万6,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄の6、公共関与推進事業1億73万1,000円の減額につきましては、「エコクリーンプラザみやざき」の運営主体である宮崎県環境整備公社への運転資金貸付けについて、貸付額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

同じくその下の7、産業廃棄物税基金積立金1,448万3,000円の減額につきましては、産業廃棄物税の税収が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、206ページをお開きください。

(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費918万4,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄の1、循環型社会推進総合対策事業801万6,000円の減額につき

ましては、産業廃棄物リサイクル施設を整備する事業者に対する補助額が確定したことに伴う執行残によるものでございます。

当課の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○黒木自然環境課長 自然環境課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の207ページを御覧ください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で14億6,553万1,000円の増額であります。

この結果、補正後の額は右から3列目にありますように、61億2,047万1,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

めくって、209ページを御覧ください。

一番下の(事項)森林病虫害等防除事業費で1,740万1,000円の減額であります。

これは、松くい虫の被害が減少したことから、被害木の伐倒駆除等に要する経費を減額するものであります。

めくって、210ページを御覧ください。

(事項)山地治山事業費で10億6,680万円の増額であります。

これは、当初予算分における国庫補助決定に伴う減額と、国の補正予算分における増額を合わせたものであります。

国の補正予算分につきましては、梅雨前線による豪雨や台風災害等で発生した荒廃山地の復旧、及び重要インフラ周辺の荒廃山地等で、今後、被害が想定されます箇所を予防的に整備するものであります。

次に、その下の(事項)緊急治山事業費で2億9,635万2,000円の増額であります。

これは、災害により新たに発生、または拡大した荒廃山地を復旧整備するものであります。

次に、211ページを御覧ください。

一番上の(事項)保安林整備事業費で1億3,759万6,000円の減額であります。

これは、国庫補助決定に伴う補正であります。

めぐりまして、212ページを御覧ください。

一番上の(事項)鳥獣保護費であります。主なものとしまして、説明欄の6、野鳥における鳥インフルエンザ監視対策事業で100万円の増額であります。

これは、家禽などで発生した鳥インフルエンザの感染防止対策等を強化するため、野鳥の生息等調査を追加するものであります。

次に、213ページを御覧ください。

中ほどの(事項)自然公園等整備事業費で3億3,475万2,000円の増額であります。

これは、当初予算分における国庫補助決定に伴う減額と、国の補正予算分における増額を合わせたものであります。

国の補正予算分につきましては、国立・国定公園内の利用施設の老朽化や被災施設の復旧に対応した整備を行うものであります。

最後に、一番下の(事項)治山施設災害復旧費で4,642万9,000円の減額であります。

これは、国庫補助決定に伴う補正であります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○橋本森林経営課長 森林経営課の補正予算につきまして御説明いたします。

引き続き、歳出予算説明資料の215ページをお開きください。

森林経営課の補正額は、左から2列目にありますように、9億2,924万5,000円の増額であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、99億371万5,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

217ページを御覧ください。

中ほどの(事項)森林整備地域活動支援交付金事業費ですが、補正額は2,187万4,000円の減額であります。

これは、森林施業の集約化に必要な地域活動を支援するものですが、森林境界明確化などの事業量が減少したことなどによるものであります。

次に、218ページをお開きください。

一番下の(事項)森林整備事業費で12億1,420万8,000円の増額であります。

これは、森林所有者などが行います再生林や下刈りなどの森林整備を支援するもので、防災・減災や経済対策等の国の補正予算に対応する予算を増額するものであります。

次に、219ページを御覧ください。

上から4段目の(事項)森林機能保全対策総合整備事業費で1億2,673万円の増額であります。

これは、国の補正予算により、製材工場等へ木材を安定的に供給するための間伐や作業道開設などを支援するものであります。

事業の詳細につきましては、後ほど、山村・木材振興課から説明させていただきます。

次に、220ページをお開きください。

一番上の(事項)地方創生道整備推進交付金事業費で9,059万7,000円の減額であります。

これは、山村地域の交通ネットワークづくりのために必要な林道整備を行う事業ですが、県の予算と国の予算配分に、内示差が生じていたものを減額するものであります。

次の(事項) 森林環境保全整備事業費で4億5,173万1,000円の増額であります。

これは、間伐などの森林整備を進めるために必要な、生産基盤となります道づくりを行うものでありますが、防災・減災や経済対策等、国の補正予算に対応する予算を増額するものであります。

次に、221ページを御覧ください。

下から2段目の(事項) 林道災害復旧費で6億8,463万7,000円の減額であります。

これは、令和2年度に発生しました、林道災害の復旧に必要な予算に合わせて減額するものであります。

森林経営課からは以上であります。よろしくお願いたします。

○有山山村・木材振興課長 山村・木材振興課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の223ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄でございますように、1億8,509万5,000円の減額であります。

その内訳は、その下にありますように、一般会計が1億7,177万7,000円の減、特別会計が1,331万8,000円の減であります。

この結果、補正後の額は、右から3列目の一番上の段にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして、51億2,808万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、225ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項) 林業・木材産業構造改革事業費でございます。これにつきましては

1億757万円の増額であります。

その主な内容としましては、説明欄にありますように、3の林業経営構造対策事業費補助金が6,374万8,000円の減、4の木材産業構造改革事業費補助金が5億3,909万円の減など、国に要望しておりました高性能林業機械の導入や木材加工流通施設の整備が、国から採択されなかったことに伴う減額がある一方で、6の合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業については、国の補正予算に伴いまして7億6,788万1,000円の増額があることによるものです。

後ほど、委員会資料で御説明させていただきます。

次に、ページ一番下の(事項) 木材産業振興対策費1億7,871万円の減額であります。

ページをめくっていただきまして、226ページの説明欄のところではありますが、その主な理由としまして、2の木材産業振興対策資金につきましては、原木の出荷調整や生産体制の効率化等のための貸付金でございますが、今年度の資金需要に応じて1億7,000万円減額するとともに、6の木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業につきましては、林地残材の運搬量など事業の執行状況等により、減額するものであります。

次に、ページ中ほどの(事項) 木材需要拡大推進対策費5,565万5,000円の減額でございますが、これは主に、7の「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業で、県産材を使用した木造住宅の新築やリフォームに対し、経費の一部を助成するものでありますが、事業の執行状況により減額するものでございます。

次に、227ページを御覧ください。

一番上の(事項) 林業担い手総合対策基金事

業費1,755万9,000円の減額であります。これは主に、3の森林の仕事就業定着促進事業における継続雇用の助成金交付者の確定に伴い、減額するものであります。

その下の(事項)しいたけ等特用林産物振興対策事業費2,279万2,000円の減額であります。これは主に、3のしいたけ等特用林産物生産体制強化事業における生産設備の補助施設の確定、また、5の山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業における新規就業希望者の給付金受給者の確定に伴い、減額するものであります。

1枚めくっていただきまして、228ページをお開きください。

林業改善資金特別会計における(事項)林業・木材産業改善資金対策費1,331万8,000円の減額であります。

この資金は、林業従事者や木材産業事業者等に対する設備資金等の無利子貸付金になりますが、次年度以降の融資原資として、当初予算で計上した準備金について、前年度決算の確定により減額となりましたので、適切に処理するものであります。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。

先ほど御説明すると申しておりました、国の補正予算関係の事業につきまして、冒頭で部長が説明した常任委員会資料により、御説明させていただきます。

委員会資料4ページをお開きください。

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業であります。森林経営課分も併せて御説明いたします。

1の事業の目的・背景ですが、TPPや日EU・EPAによる新たな国際環境の下で、木材加工施設の効率化、付加価値の高い品目への転換、並びに、それらに向けた原木を、低コスト

で安定供給するための間伐材生産や路網整備、高性能林業機械の導入等に対して一体的に支援し、体質強化を図るものであります。

予算額は2の(1)にありますように、8億9,461万1,000円でございます。

(5)の事業内容であります。①の間伐材生産強化対策事業、②の間伐推進路網整備事業及び③の高性能林業機械等整備事業では、製材工場等に対して原木を低コストで安定的に供給するため、それぞれ、間伐材の生産、路網の整備、高性能林業機械の導入について支援するものであります。

④の木材加工流通施設等整備事業では、製造コストの低減や高付加価値品目への転換等を進める製材工場等の施設整備に対して支援するものであります。

⑤の特用林産生産施設等整備事業では、付加価値の高いキノコ等の生産施設整備やPR活動等に対する支援を行い、⑥の木質バイオマス燃料品質向上施設整備事業では、木質バイオマス燃料の品質向上に資する施設整備に対して支援を行うものであります。

このような取組を進めることにより、3の事業効果にありますように、生産性の効率化等を進める製材工場等を整備し、間伐材が低コストで安定的に供給されることにより、本県の林業・木材産業の国際競争力の強化が図られるものと考えております。

以上で、山村・木材振興課、また、環境森林部からの説明となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんでしょうか。

○河野委員 205ページの(事項)産業廃棄物処

理対策推進費で、説明欄の7、産業廃棄物税基金積立金が減額ということで、この理由として、税金が下回ったとの説明がありました。これは予想していた税金よりも下回ったという考え方で、これ理由というか、下回った原因というのはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○鍋島循環社会推進課長 県内で処理される産業廃棄物につきまして、今年度、これくらいの量があるだろうという形で、税金見込みをつくっておりましたけれども、その処理されるだろうという部分につきまして、これくらいというところを下回ったため、税金が減ったものでございます。

○河野委員 その次の循環型社会推進総合対策事業も減っていますが、廃棄物が減量をされていると、この事業も減額された状況があるのでしょうか。

○鍋島循環社会推進課長 この部分につきまして、3,000万円の補助費を考えておりました。施設整備は2件ございましたが、その補助額が3,000万円まで達しなかったと。その執行残に伴う減額となります。

○河野委員 次、212ページ、(事項)鳥獣管理費、林業関係の事業所の方々から鹿被害とか、今も結構大きな課題になっているとお話を聞いたんですけども、その実態に見合っていない減額なのかなと思ひまして、これは減額されても間に合うというか、被害を防ぐことはできるのでしょうか。

○黒木自然環境課長 (事項)鳥獣保護費181万2,000円の減額ですね。その中で説明の1番にあります鳥獣保護管理費ですけれども、これは鳥獣保護管理員を県内69名の方をお願いしているんですけど、この方たちの活動費分が減額になっています。旅費や活動費が不用になった分を減

額したというもので、鹿の駆除等に影響しているものではありません。

○窪菌委員 先ほど説明のありました合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進事業、8億9,400万円ということで、主なものが木材加工流通整備事業、4億8,000万円ということになっていますけれども、例えば木材加工なんかの施設は、今後、県内で整備する計画はあるのでしょうか。

それと⑤の1億2,000万円の特用林産生産施設等整備事業ですが、キノコ等の生産施設整備事業ということですが、どういったものを指しているのか——菌床キノコか原木キノコかどっちなのか。

それと、⑥の木質バイオマス燃料の品質向上整備事業ですが、民間の山と国有林の山で、バイオマスに利用した場合の買上げ価格が変わるんですか。そんなばかな話はあるはずがないと思っているんですけども、どうなんでしょうか。

○福田みやざきスギ活用推進室長 スギ活用推進室でございます。私から④の木材加工流通施設整備事業について御回答させていただきます。

こちらは県内の要望を5月から8月にかけて取っておりまして、それに合わせて今回補正が来たものです。補正で全部対応しておりまして、5事業体が申請をしたんですけども、全て採択になったと考えています。

○窪菌委員 件数で何件ですか。

○福田みやざきスギ活用推進室長 5施設、5件です。

○有山山村・木材振興課長 ⑤の特用林産生産施設等整備事業につきましては、原木か菌床かというお尋ねでしたけれども、これは菌床施設の整備になります。宮崎市内の民間企業を想定

しておりますが、そういった整備を進めて、菌床シイタケ等の生産施設の強化を図るものであります。

⑥の木質バイオマス燃料品質向上施設整備事業に絡めて、民有林での買取り価格と国有林での買取り価格についてお尋ねがございましたけれども、これは森林所有者と素材生産事業者の売買契約となりますので、価格はそれぞれで異なります。

国有林につきましては、立木を入札で公売にかける場合——製品生産という売り方であるんですけれども、基本的には、山を立ち木のまま一般入札にかけて、落札をした業者と販売契約を結んで販売するものだと思います。これも、それぞれで価格は異なりますが、宮崎県森林組合連合会の原木市場等の価格を参考にしながら応札することになると思いますので、基本的には実勢価格に沿った形になると思うんですけれども、最近の動向で申し上げますと、原木がなかなか品薄になっているようで、立木価格や購買価格は上昇しているというようなことで聞いてございます。

○窪菌委員 原料の買い付けについては分かりましたが、売電した場合の電気の単価は、国有林で売電した場合と民有林で売電した場合で変わるんですか。

○有山山村・木材振興課長 FITの場合、施設の規模と、一般木材か未利用木材かで売電価格は変わるんですけれども、国有林か民有林かで変わるものではございません。

○福田みやざきスギ活用推進室長 先ほどの窪菌委員からの質問に、補足して説明させていただきます。

先ほど5施設と言いましたけれども、5事業者ということ。1つは製材、2つはプレカッ

ト加工施設、あと2つがトラック関係の助成を行っている状況でございます。要望は、5月から8月にとって、随時そういった要望があれば、補正で対応していくという状況でやっております。

○横田委員 山村・木材振興課の226ページの一番下なんですけれど、「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業、これは想定していた戸数と実際支援をした戸数は何戸ずつだったんでしょうか。

○福田みやざきスギ活用推進室長 今年の新型コロナ対策の補正で事業化させていただいたところで、500棟を目標に要望していたんですが、今のところ300棟から350棟ぐらいで推移している状況でございます。今回、350棟ぐらいをめどに補正したんですけれども、9月から始まって、一定の効果はあったと考えているところでございます。

○横田委員 県産材の消費のための支援事業ということで、マイナス補正、すごく残念な気もするんですけれども、こういった形でアピールをされたのか——何とか目標設定の戸数についてほしかったなという気持ちがあるんですけれども、いかがなんでしょうか。

○福田みやざきスギ活用推進室長 我々は政府から頂いた予算を、なるべく消化するという形で、PR等はしたところです。PRにつきましては、関係企業500社にファクスを送ったり、説明会を県内5か所で開催したりしています。また、テレビCM、ラジオCM、SNSの広告、こういったものを40回から50回ぐらいしたところでもあります。また、ネット広告や、新聞広告、住宅ローンの窓口にも行って案内をさせていただいたところです。また、プレカット関係の会社等も住宅需要を把握していますので、そちら

の7社にも行って説明したところですが、チラシの郵送等も約600社にしたところですが、なかなかそこまでいかなかったということです。

○横田委員　すごく頑張っていたということとは十分理解できました。新型コロナとか、いろいろあったからやむを得ないところもあるのかなと思います。

○窪菌委員　205ページの2番、海岸漂着物等地域対策推進事業ですが、啓発事業をやるということですがけれども、どのようなことを進められるのか……。

この前テレビを見ていたら、NHKでマイクロプラスチックの話をやっていました。興味があったので見たんですけども、プラスチックが自然などに非常に影響を及ぼすということで、魚であったり、動物であったり、我々人間でもあったりと——例えば大雨の降った後なんか、特に石油製品のプラスチック類、ペットボトル、様々なものが浮かんで海に漂着します。

海岸清掃も亀が来る場所なんかでところどころやっているんですけども、行って見ますと、発泡スチロールとか、ああいうのが非常に多いんですね。一番多いのはペットボトル類、それから缶、そういったものを拾うんですけど、表面にあるものだけを拾うということですから、海の底には相当沈んでいるんだろうと想像はできます。こういった状況で、啓発事業というのはどういったことを取り組まれるのか、まず一つお願いします。

○鍋島循環社会推進課長　海岸漂着物の発生抑制対策といたしまして、今、委員御指摘の啓発事業を行っております。

その内容につきましては、テレビでのスポットCM、また、ポスターの作成と新聞広告で、できるだけプラスチック類、ごみを放置しない

——大雨が降りますと、それが海岸の方に流れていきますので、そういったことを止めるために啓発活動を行っておるところでございます。

○窪菌委員　啓発活動はいいんですが、例えばポスターを作ると、それをあちこちに貼っていただくということだろうと思うんですが、どういった形になるんですか。市町村を通じてやるのか、直接やられるのか、また、いろいろな企業とかいうところに、どうなんですか。

○鍋島循環社会推進課長　ポスターを作成いたしまして、今、委員の御指摘がありました市町村等に配布をいたします。また、海上保安庁ですとか、海に関係するところにもお配りしております。

○窪菌委員　ポスターを貼る、CM、確かにしたほうがいいということは分かっているんですが——入り口の川上のごみをリサイクルにするとか、ビニール製品なんか特にそうですけれども、放置やいろいろあるようです。

そういった入り口の川上の対策をしっかりとやるべきかなと私は思うんです。リサイクル等、各自治体でも一生懸命やっています。やっているんですけども、なかなか追いつかないというのが実情だろうと思いますので、その辺りの指導も併せてお願いできたらいいなと思っております。いかがでしょうか。

○鍋島循環社会推進課長　この海岸漂着物等地域対策推進事業の中で、今現在、宮崎県の海岸漂着物対策推進地域計画というものを策定しております。今、御指摘のありました川上の市町村での取組等につきまして、協議を進めておるところでございます。

特にビニール、プラスチック類でございますけれども、ごみを放置しない、必ずごみ箱に捨てる、決められた日にごみ出しをする、そういっ

たことを呼びかけていくということで、計画を作っておるところでございます。

○窪菌委員 もう一点お願いしたいんですが、212ページの6番、野鳥における鳥インフルエンザ監視対策事業について、野鳥、渡り鳥等いろいろあるんですが、こういった監視事業を今後、どういうふうに進められるのか、そして、その効果というのは、鳥インフルエンザなんかの対策に、どういうふうに反映されるのか教えていただきたいと思います。

また、今、いろんなところに環境省が設定している保護区がございますね。この保護区の設定というのはどういうふうに決まるんですか。

○黒木自然環境課長 まず、鳥インフルエンザ監視対策事業につきましては、野鳥の調査を県内で、11月から3月まで行っております。

その目的は、感染野鳥を早期に発見することです。感染して死亡した野鳥を早く回収することは大切なので、この事業で行っております。

効果としては、早めに感染状況や、どこで感染したか等の範囲を把握することで、家禽農家への情報提供を行うと——家禽に広がってはいけないので、情報提供していくということで、この事業としては行っているところです。

保護区につきましては、県内あちこちにつくっているんですけど、地元からの要望等を受けてまして、「この範囲を指定します」というふうにつくっております。大体は奥地が多いんですけど、ほかは学校周辺で、児童生徒たちの環境教育、鳥獣教育、そういうことにも資するためにつくったりしているところです。

○窪菌委員 人家があるところとか、あるいは工場、町に近いと——森であったり林であったり町がぽつぽつありますよね。そういうところだろうと思いますが、教育等には関係ない

ようなところが非常に広くあるんですよね。そういうところはかなり、野鳥やら何やらが生息しているということがあります。

今、トンビであったり、カラスであったり、クマタカであったり、猛禽類からも鳥インフルエンザの菌が出ているという研究結果も出ているわけですがけれども、特に、11月から渡り鳥が来るところは、保護区の近くが多いと思うんです。例えば、大淀川の近くとか、今回12例目も大淀川が近くにあるということで——カモが来るよという話も聞きました。

私は、小林市から来るときに、大淀川の高岡の辺りを川を眺めながら来るんですが、渡り鳥が来て、もともといた水鳥にたくさん混合しているんですよね。

もし、鳥インフルエンザの菌を持つ渡り鳥が1匹でも混じっていれば、そこで感染していくのかなと思いますし、さらにまたそれを野ネズミが、野ネズミをタカや、猛禽類が襲って食べることで、かなり広がっているのかなという気がするんですよ。

何を言わんとするかというと、保護区の在り方とか——地元の要望もあるかと思いますがけれども、昔みたいに猟をする人も今はいないし——研究結果、調査結果を提供していくということなんですけれども、実際情報がどのくらいいっているのかなという気がするんです。

ただ、僕ら素人目で見れば、これはおかしなというようなことが結構多いので、保護区の在り方、あるいは猛禽類と、渡り鳥、水鳥の混合、そういったのが何とかできないものだろうかということなんです。

ネズミが入ったり出たりするところがあったという調査結果もあるようですので、調査もしっかりとしていただいて、その調査をもうちょっ

と踏み込んだ調査で——「いたよ、どこどこに来たよ、どのくらいいるよ」ではなくて、ちゃんとした調査結果を示すべきかなと思っております。連携を取りながらお願いしたいなと思っています。

○黒木自然環境課長 保護区関係につきましては、鳥というよりも、動物の保護がメインになります。

また、野鳥の調査関係につきましては、例えば死亡野鳥がいた場合は、発見した方から各農林振興局、または市町村に通報が来ますので、その職員が回収をします。

回収して——死亡野鳥のレベルを国で設定していきまして、レベルの高いものにつきましては、1羽から検査を行い、そうでないものは2羽、3羽になっていくんですけども、検査自体は家畜保健衛生所に持ち込んでやっていただいているという状況です。

先ほどおっしゃいました猛禽類ですけども、検査を優先する一番高いところに、例えばハヤブサが入っていますし、フクロウも死んでいれば必ず検査するようにはしております。

また、情報提供につきましては、家畜防疫対策課と常に連絡を取りながらやっているところです。

それから、データの公開なんですけれども、野鳥の調査データにつきましては、県のホームページに載せております。「何月に調査した野鳥の数、何羽おりました」というグラフをつけています。また、今年度、野鳥から鳥インフルエンザが出たんですけども、その件についてもホームページに載せておりますので、それを見ただけであれば分かるのかなと思っております。

○日高委員長 補正関連でありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○鍋島循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。委員会資料6ページをお開きください。

「産業廃棄物処理に係る公共関与事業のとりまとめ」について、別添の資料1のとおりまとめましたので、その内容につきまして、委員会資料に基づいて御報告いたします。

まず、1の県による産業廃棄物処理事業（公共関与事業）の実施の経緯についてであります。

(1) 昭和から平成の初めにかけての県内産業廃棄物を取り巻く状況は、その下の枠囲みにありますとおり、①県内には、自社の産業廃棄物を処分する管理型最終処分場しかなかったということ、また②県民の産業廃棄物への忌避感や、事業者への不信感がございました。

このため、産業界や市町村から県の産業廃棄物処理への関与を求める陳情等が繰り返し行われておりました。

これを受けまして、県は、(2)の第三次宮崎県産業廃棄物処理計画に、民間処理の補完のため、行政の関与による産業廃棄物処理施設整備の必要性を掲げたところがございます。その下の枠囲みに抜粋をお示ししております。

太字のところがございますが、①不特定の企業から排出される管理型の廃棄物を処理する中間処理施設や最終処分場がないため、県外の処理業者に処理を委託せざるを得ない状況にあることや、②民間の処理のモデルとなる施設を整備する必要があることなどが公共関与の必要性として掲げられたところがございます。

その後、財団法人宮崎県環境整備公社を設立し、公共関与事業の推進体制を整えたことを記載しております。

次に、2の廃棄物処理施設の整備であります
が、ここではエコクリーンプラザみやぎきの整
備候補地選定から、供用開始に至るまで、また、
地元住民への説明などの状況につきまして記載
しております。

その次の3、県内産業廃棄物の状況では、県
内の産業廃棄物処理状況とその処理施設の稼働
状況について、また4のエコプラザにおける廃
棄物の処理では、エコプラザが操業を開始した
平成17年度から令和元年度までの県央10市町村
からの一般廃棄物及び県内を対象とした産業廃
棄物の処理の状況について記載しておるところ
でございます。

7ページを御覧ください。

5、エコプラザ問題につきましては、この問
題に対する県や公社の対応、公共関与事業を推
進してきた県がこの問題から得た教訓などにっ
いて、記載しております。

枠囲みを御覧ください。

まず、①の組織体制のあり方につきまして、
民事訴訟では、浸出水調整池の破損について、
公社に2割の過失があると認定されましたが、
このことについて、公社がまとめた「エコクリ
ーンプラザみやぎ問題のとりまとめ」では、
「当時、どのような責任体制の下で、どのよう
な議論が行われ、あるいは行われなかったのか、
正確に把握して評価することは困難」としてお
ります。

このことから、公共関与事業を推進してきま
した県として、「意思形成などの責任体制の構築
が十分ではなかった」としたところでありませ
ん。公社が行いました「とりまとめ」につきま
しては、県として、その内容を支持しております。

また、②の不測の事態への備えにつきまして、
廃棄物処理施設には、廃棄物の安定した処理・

処分が求められております。

公社では、開業時から施設等の修繕計画を定
めておりましたが、浸出水調整池の機能不全の
ような不測の事態には対応することができませ
んでした。

このことから、「不測の事態に速やかに対応で
きる一定のルールや財務上の措置を講じるため
の指導が県としては十分ではなかった」とした
ところでありませ

③の積極的な情報公開につきましては、情報
公開の必要性、このことを改めて認識したと
ころでありませ

これら3点を踏まえまして、その下の破線囲
みであります。市町村などと共同で推進する
大規模なプロジェクトでは、その初期段階に十
分な検討を行うことが大切」ということ、また、
「その中でも、不測の事態に対応できる組織体
制や役割分担を整理しておくことが極めて重要
だ」ということを「エコプラザ問題から得られ
た教訓」としたところでありませ

その下、6の公共関与事業に要した経費につ
きましては、県が支出しました経費について記
載をしております。

最後に、7のまとめでありますけれども、公
共関与事業の成果と得られた教訓について記載
しております。

先ほどの1の(1)昭和から平成のはじめに
かけての県内産業廃棄物を取り巻く状況のと
おり、県内には、自社用の管理型最終処分場
しかなかったのが、現在では、枠囲みの①の
とおり、産業廃棄物処理施設の安定的な確保
が進んでお

資料1の7ページをお開きください。

表3の産業廃棄物処理施設及び最終処分場
残容量の状況であります。第三次計画策定時

の平成3年には、県内の中間処理施設は57件でございましたが、平成30年度末には267件に、また、最終処分場につきましても35件から57件に増加しております。

特に、管理型最終処分場は、平成3年次には自家用しかございませんでしたが、現在は不特定の事業所から搬入可能な処分場がエコプラザを含め4件あり、埋立可能な容量につきましても確保されておりますので、県外に頼らざるを得ない状況は解消されております。

委員会資料の7ページにお戻りください。

枠囲み②の民間処理のモデルとなったことでありますが、エコプラザの施設整備に当たっては、その準備段階から、周辺住民に事業を御理解いただくため、丁寧な説明を心がけてまいりました。

また、供用開始後、公社は、環境モニタリング結果を定期的に公表するなど、住民の理解を得ながら進めてきたところです。

エコプラザ問題に対しましても、工事における現場説明会の開催など、積極的に情報公開をすることで、住民の信頼を回復できました。

こうした取組などから、民間のモデルとして、廃棄物処理に対する県民の信頼性を高めることができたといいたしました。

一番下の枠囲みとなります。

エコプラザにおける産業廃棄物の処理では、計画どおりの処理量を確保できませんでした。民間による整備が進んだこともございますが、そのようなことを含めまして、情勢の変化に応じ、臨機応変に計画を見直すなど、柔軟な対応が必要だということを公共関与事業における教訓といたしたところでございます。

報告は以上でございます。

○日高委員長 説明が終了いたしました。

その他報告事項について、質疑はございませんでしょうか。

○有岡委員 先ほどの説明の中で、管理型処分場が処分業としては、エコクリーンを入れて4社ですから、エコクリーンが事業を停止することによって、これが3社になると思うんですが、こういう産業廃棄物の処理コストは、将来的に変わってくるのかどうか、その見通しはいかがなんでしょうか。

○鍋島循環社会推進課長 処理コストの確認でございますが、民間から受入れをして、その業者さんが民間からお金をもらうということでしょうか。

○有岡委員 産業廃棄物として処理をお願いするときに、軽トラで幾らとか、2トン車で幾らとか、基準があると思っているんですが、それをエコクリーンプラザは最近——搬入しやすいという経緯もあり、令和2年度は量が増えているんでしょうが——今後、エコクリーンプラザの産業廃棄物等処理機能がなくなったときに、民間業者の方たちの処理コストが変化していくんでしょうかというお尋ねです。

○鍋島循環社会推進課長 処理コストにつきまして変化するかどうかは、今の段階で分かりかねるところです。これは市場との関係がありまして、安いところ、高いところがあって、安いところに流れるということはあろうかと思いますが……。申し訳ありません、今現在、コストのことにつきまして、資料はございません。

○有岡委員 なぜお尋ねするかといいますと、昨日も一般質問の中で不法投棄とか、そういった話題がありまして、今、中小企業を含めて、コロナ対策としてかなり厳しい現状にある中で、コストを抑えるために不法投棄とかいった方向にいつてしまうのは大変問題があると思うんで

すね。

そういった意味で、今後、県が産業廃棄物から撤退するにしても、パトロールをやっていくにしても、処理コストが上がらないような工面も必要なのかな、要するに、中小企業の方たちの産業廃棄物の処理コストが増えないような仕掛けも考えていく必要があるのかな、と思ったものですから、その辺の見通しではいかがでしょうか。

○鍋島循環社会推進課長 コスト面につきまして、注視してまいりたいと思っています。適正処理は法にうたわれておりますし、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にございます。

不法投棄で、宮崎県内の美しい環境、生活環境が汚染されないように、しっかり監視活動を進めていきたいと考えております。

○横田委員 エコクリーンプラザが出来上がったばかりのときに、質問で取り上げたことがあったんですけども、そのとき担当の方が、エコクリーンプラザは民間施設になりますということをおっしゃったんです。でも、地元の人たちは、県が造ってくれるということで、県を信頼して建設に賛同されたと思うんですよね。

エコクリーンプラザというのは、行政の施設なのか民間の施設なのか、その認識をお聞かせいただきたいんです。

○鍋島循環社会推進課長 公共関与事業ということでございますので、民間の力を借りながら、公共の信頼性を担保して行う事業ということですが、運営をしております環境整備公社自体は、民間ということになります。少し曖昧なところがありますけれども、県の公共関与事業を推進するために設立されたのが公社ということで、基本的には民間ですが、県も関係していることになります。

○横田委員 その理屈は分かるんですけども、地元の人で、民間施設と思っている人は、多分いないと思うんですよね。それだけ行政が絡んでいる、関与している施設ですので、こんなことを言ったら気分を悪くされるかもしれませんが、あぁいった事故が起きた一つの原因に、あれは県の施設じゃないとか、そういった思いがもしかしたらあったんじゃないかと、ずっと思ったりしてきたものですから。教訓とありますけれど、これから先も、宮崎県が関与する施設ができるかもしれませんよね。そのときは、自分たちの責任でやる、という思いでやるのがすごく大事なことはないかなと思うんです。

○鍋島循環社会推進課長 確かにその当時、どういう思いで職員の方々が取り組まれていたかということなんですけれども、今いただいた御指摘につきまして、私たちが教訓として、次の新たなプロジェクト等に反映させていかなければいけないと感じておるところでございます。

○日高委員長 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって、環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時20分再開

○日高委員長 それでは、再開いたします。

午後は1時再開の農政水産部の説明を聞きたいと思いますので、1時からということによりしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。午前中お疲れさまでした。

午前11時20分休憩

午後0時58分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました農政水産部の令和2年度補正予算関連議案の説明を求めます。

○大久津農政水産部長 農政水産部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をめくって、目次を御覧いただきたいと思いません。

本日は、Ⅰの予算議案、Ⅱの議会提出報告につきましては損害賠償額を定めたことについて、Ⅲのその他報告では日本農業遺産の認定について、ほか2件について御説明させていただきます。

それでは、1ページのⅠ予算議案でございますが、議案第61号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)」、議案第72号「令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)」についてでございます。

今回の一般会計の補正予算につきましては、(1)の歳出予算課別集計表の2月補正額のB列、下から4段目、一般会計の欄にありますように25億5,201万3,000円の減額をお願いしております。

主なものとしたしましては、耕地災害復旧費で、当初予算で想定いたしておりました額より少なかったことで13億6,730万2,000円の減額、さらに、産地パワーアップ経営計画支援事業におきまして入札残やコロナ等による事業の延期、取下げ等の影響で4億5,900万7,000円の減額となっております。

なお、右の列にありますとおり、国の経済対

策として43億3,195万2,000円、コロナ対策といたしまして2億2,761万8,000円の増額を、一方ではお願いしている予算でございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

また、特別会計の補正予算につきましては、2月補正額のB列の下から2段目の合計の欄にありますように、2,433万5,000円の減額をお願いしております。

この結果、特別会計と合わせました農政水産部全体の補正後の額は、令和2年度最終予算額のC列の一番下でございますとおり477億2,529万2,000円となります。

次に、2ページを御覧いただきたいと思いません。繰越明許費についてでございます。

(2)の繰越明許費(追加)にありますように、「経営体育成支援事業」以下16事業で合計61億8,057万円の繰越しの追加をお願いしております。

これは国の経済対策によるものや、事業主体において事業が繰越しとなるものでございます。

次に、(3)の繰越明許費(変更)についてありますが、11月議会までに繰越追加・変更をお願いしました事業のうち、「試験研究リモートワーク推進事業」以下8事業につきましては、59億8,131万1,000円の増額変更をお願いするものであります。

これは国の経済対策によるものや、関連工事の遅れ等によるものでございます。

繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りながら、早期の完了に努めてまいりたいと考えております。

次に、(4)の債務負担行為補正(追加)についてありますが、これは、中山間地域総合整備事業(美郷地区)の追加をお願いするもので

ございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○殿所農政企画課長 歳出予算説明資料の農政企画課のインデックスのところ、271ページをお開きください。

農政企画課の補正額は、一般会計のみで2億3,303万2,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり15億6,465万3,000円となります。

主な内容について説明いたします。

273ページをお開きください。

下の方の(事項)中山間地域活性化推進費の1、中山間地域所得向上支援事業において、4,607万5,000円の減額であります。

これは、中山間地域における農業者等の所得向上を図るため、JAこばやしの直売所施設を整備する事業で、計画の変更や入札残に伴い、減額となったものであります。

274ページをお開きください。

中ほどの(事項)鳥獣被害防止対策事業費の1、鳥獣にまけない魅力ある地域づくり事業において、1億1,345万1,000円の減額であります。

これは、野生鳥獣による農林作物等への被害軽減を図るため、市町村等が実施する事業で、国庫補助が決定したことなどによる減額でございます。

農政企画課は以上です。

○愛甲農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

歳出予算説明資料の275ページをお開きください。

当課の2月補正額は、一般会計のみで、2億7,671万3,000円の減額補正であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり32億5,914万3,000円となります。

主な内容について御説明します。

277ページをお開きください。

中段の(事項)農業情報・技術対策費の説明欄の2、試験研究リモートワーク推進事業では1億2,836万6,000円の増額となります。

本事業は、新型コロナに対応した農業分野での就業環境の改善を図るため、無人化や遠隔操作が可能なスマート農業の実証・普及や、試験場への来場者等にも配慮した感染防止対策を講じるもので、今回の補正では、農業試験場や水産試験場の空調整備を行うために増額するものであります。

次に、その下の(事項)新農業振興推進費の説明欄の4、県産農畜水産物応援消費推進事業では1億5,575万円の減額となります。

本事業は、新型コロナの本県食材への影響緩和のため、応援消費等に係る取組を支援するものですが、県産食材の学校給食への提供について、学校からの要望量の減少に伴い減額するものでございます。

次に、278ページをお開きください。

1段目の(事項)農産物流通体制確立対策費の説明欄の4、みやざき輸出対応力強化推進事業の4,498万6,000円の減額であります。

本事業は、農畜水産物の輸出拡大を図るため、輸出に対応した産地づくりや香港事務所の活動等を支援するものですが、国庫補助金の減額や新型コロナの拡大に伴い、海外での活動が制限されたこと等により減額するものであります。

次に、下から2段目の(事項)構造政策推進対策費の、結ぶ6次化！農業新ビジネス拡大支援事業の1億3,973万3,000円の減額であります。

本事業は、6次産業化や農商工連携に取り組

む事業者の施設整備等を支援するものでございますが、新型コロナの影響による施設整備の取りやめ等により、減額するものでございます。

以上でございます。

○東農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

歳出予算説明資料の281ページをお開きください。

当課の2月補正額は、一般会計で9億5,582万7,000円の減額をお願いしており、補正後の最終予算額は、右から3番目にありますように、43億7,452万円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

284ページを御覧ください。

ページ下段の(事項)青年農業者育成確保総合対策事業費の6、農業次世代人材サポート事業、2億2,862万1,000円の減額であります。

これは、年間最大150万円を交付します、農業次世代人材投資事業におきまして、交付予定者の農業所得の増加により、交付対象外となったことや交付額が減額となったことなどにより、減額するものであります。

286ページを御覧ください。

ページ上段の(事項)農業大学校費の3、新規事業、県立農業大学校衛生環境改善事業5,233万円の増額であります。

これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、県立農業大学校、農業総合研修センター、宮崎県農業科学公園の和式トイレを洋式トイレに改修するなど、衛生環境の改善を図るものであります。

次に、上から2段目の(事項)構造政策推進対策費の1、農地中間管理機構等支援事業2億9,043万1,000円の減額であります。

これは、農地中間管理機構が借り受けた農地のほぼ全てが順調に担い手に貸し付けられ、農地の保全管理等が必要なかったことに伴い、減額となるものであります。

287ページを御覧ください。

ページ下段の、(事項)農地売買事業費の1、県公社等推進事業1億882万6,000円の減額であります。

これは、農業振興公社が事業を円滑に行うための一時貸付金が不要になったことにより、減額するものであります。

農業経営支援課は以上です。

○柳田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

歳出予算説明資料の289ページをお開きください。

農産園芸課の2月補正額は、一般会計で2億6,502万9,000円の減額をお願いしております。

その結果、2月補正後の予算額は、右から3番目の欄の38億8,420万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

291ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)産地パワーアップ事業費の説明欄の1、産地パワーアップ計画支援事業で1,260万7,000円の増額補正でございます。

先ほど部長が御説明しました、当初予定していたハウス整備等の事業計画の見直しや先送り、入札による減額と、国の経済対策に伴う低コスト耐候性ハウスの整備に係る増額の差引額を増額するものでございます。

次の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄の1、宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業で1億5,396万7,000円の減額補正でございます。

これは、茶の総合拠点や加工業務用野菜の集

出荷貯蔵施設など7件の施設整備を支援したものでございますが、事業計画の一部変更により、事業費が減少したこと等により減額するものがあります。

次に、292ページをお開きください。

同じく、強い産地づくり対策事業費の説明欄の3、みやぎきの農産物供給力強靱化緊急対策事業で2,897万4,000円の減額補正でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う需要の停滞で、マンゴー、メロン、コショウランなど影響のあった品目について、国の補助対象にならない品目の次期作への支援等を行うものでありましたが、国が運用を見直したことにより、当初本事業で予定していたほとんどの品目が国事業の対象となったため減額するものであります。

次に、293ページを御覧ください。

一つ目の(事項)青果物価格安定対策事業費の3,365万6,000円の減額補正でございます。

これは、説明欄の3つの事業におきまして、野菜価格の低落時に、生産者に対し価格差補給金を交付するための資金造成を行うものですが、本年度の資金造成に必要な額の決定に伴い、減額するものです。

農産園芸課の説明は以上でございます。

○小野農村計画課長 農村計画課でございます。

歳出予算説明資料の295ページをお開きください。

農村計画課の2月補正額は、一般会計で1億8,222万5,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、右から3番目の欄、補正後の予算額は59億6,544万5,000円となります。

主な内容について御説明をいたします。

297ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共農村総合整備対策費ですが、1,367万7,000円の減額でございます。

これは、市町が担うダムなどの国営造成施設の管理費用の一部を補助する経費等で、国庫補助決定等に伴う減額であります。

298ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)国土調査費ですが、2億6,734万7,000円の増額でございます。

これは、市町村等が実施する地籍調査事業に関する経費であり、内訳といたしましては、防災・減災、国土強靱化対策として措置された国の補正予算に伴う増額が5億9,691万3,000円と、国庫補助決定に伴う減額が3億2,956万6,000円です。

次に、一番下段の(事項)土地改良事業負担金ですが、3,806万5,000円の減額でございます。

これは、ダムや幹線用水路等を整備する国営かんがい排水事業等に関する負担金であり、内訳といたしましては、国の補正予算に伴う増額が806万円と、国営事業費の確定等に伴う減額が4,612万5,000円です。

農村計画課からは以上でございます。

○酒匂農村整備課長 農村整備課でございます。

説明資料の301ページをお開きください。

農村整備課の2月補正額は、一般会計で5億1,482万4,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように、139億5,182万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

303ページをお開きください。

上から5段目の(事項)農業農村振興対策事業費につきまして、2億2,688万8,000円の減額です。

説明欄の2の(2)中山間地域等直接支払交付金の1億4,477万3,000円の減額が主であり、これは高齢化や担い手不足を理由に活動継続を断念した集落が多かったことから、実施面積が減少したことなどにより、減額するものであります。

次の304ページの一番下の(事項)公共土地改良事業費及び、305ページの一番下の(事項)公共農地防災事業費につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明させていただきます。

次に、307ページを御覧ください。

中ほどの(事項)耕地災害復旧費につきましては、13億6,730万2,000円の減額をお願いしております。

今年度は台風や集中豪雨などによる災害が発生したものの、当初予算の計上額を下回ったことによりまして、減額するものであります。

続きまして、常任委員会資料の4ページをお開きください。

補助公共事業の補正について御説明いたします。

2の「国の補正予算に伴う増の内訳」を御覧ください。

まず、①の国の経済対策分として、1つ目の丸、公共土地改良事業費において、水田の水路などを整備するため、1億500万円をお願いしております。

次に、②の防災・減災、国土強靱化対策分として、1つ目の丸、公共土地改良事業費において、水田の排水路や畑地かんがい施設などを整備するため、11億3,295万円、また、2つ目の丸、公共農地防災事業費において、農地、農業用施設の災害を未然に防止するため、11億8,151万5,000円をお願いしております。

最後に、債務負担行為について御説明いたし

ます。

お戻りいただきまして、資料の3ページを御覧ください。

表(4)にあります、中山間地域総合整備事業(美郷地区)についてであります。

これは、国の補正予算に伴う国庫債務負担、いわゆるゼロ国債で、債務負担行為の設定をするものであります。

農村整備課は以上であります。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。

歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、309ページをお開きください。

水産政策課の2月補正額は、一般会計で2億7,018万1,000円の減額、沿岸漁業改善資金特別会計で2,433万5,000円の減額、合計で2億9,451万6,000円の減額補正をお願いしております。

なお、2月補正後の予算額は、右から3列目でございますが、一般会計と特別会計の合計で21億4,585万3,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

311ページをお開きください。

一番下の(事項)水産金融対策費の7、漁業経営持続化緊急支援事業1億1,000万円の減額であります。

これは、新型コロナウイルスにより深刻な影響を受けている、漁業者の経営再建を支援すべく、7月に創設した漁業経営維持安定資金の特別枠につきまして、利子補給金及び保証料相当額が確定したこと等に伴い、減額となったものでございます。

312ページをお開きください。

上から2番目の(事項)資源管理対策費の4、養殖漁場環境保全対策支援事業520万円の減額で

あります。

これは、新型コロナウイルスの影響により、出荷が停滞し、生産額が減少している養殖業者が実施する、漁場の環境保全や防疫対策等の活動に対する補助金が確定したこと等に伴い、減額となったものでございます。

次に、その下の(事項)水産物流通加工対策費の3、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業2,965万9,000円の減額であります。

これは、輸入条件や輸出先のニーズに対応するための施設及び機器整備に係る経費の支援におきまして、国庫補助決定に伴い減額となったものでございます。

313ページを御覧ください。

一番上の(事項)水産業協同組合指導費の1、漁業共済普及促進事業243万4,000円の増額であります。

この事業は、異常な赤潮が発生し、養殖水産動植物が死亡等した場合の補償制度であります、養殖共済赤潮特約への掛金助成を行うものでございます。

今般、新型コロナウイルスの影響を受け、養殖ブリ等が出荷できずに在庫が増加したことや、魚価低迷による危機意識の高まりにより、養殖共済赤潮特約の契約金額が例年よりも増加したことに伴い、増額となったものでございます。

次に、その2つ下の(事項)水産試験場管理費3,552万4,000円の減額でございます。

これは、水産試験場本場及び漁業調査船みやざき丸の維持管理経費等の執行残でございます。

次に、その下の(事項)水産業試験費、1,858万3,000円の減額でございます。

314ページをお開きください。

これは、説明欄の2、研究開発等促進費におきまして、受託事業費の確定等に伴い減額となっ

たものでございます。

次に、315ページを御覧ください。

特別会計の(事項)沿岸漁業改善資金対策費2,433万5,000円の減額でございます。

これは、過年度貸付けに係る償還金の額が確定したことに伴い、貸付金の減額を行うものでございます。

水産政策課からは以上でございます。

○坂本漁村振興課長 漁村振興課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の317ページをお開きください。

漁村振興課の2月補正額につきましては、一般会計のみで、615万7,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄ですが、41億5,941万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

319ページをお開きください。

一番下の(事項)高等水産研修所費2,688万3,000円の増額についてでございます。

320ページをお開きください。

説明欄2の新規事業、衛生環境整備事業であります。

これは、新型コロナウイルス感染症予防対策として、県立高等水産研修所の和式トイレを洋式トイレに改修するなど、衛生環境の改善を図るものです。

次に、中段の(事項)種子島周辺漁業対策事業費1億796万8,000円の減額についてで、これは、ロケット打上げに伴い操業制限を受ける漁業への影響緩和のための共同利用施設整備について、宇宙航空研究開発機構が負担するもので、事業実施主体であります漁協等の施設整備計画の変更や、入札残等による事業費の確定に伴い

減額するものでございます。

321ページを御覧ください。

(事項) 水産基盤(漁港)整備事業費3億1,835万3,000円の増額についてで、これは漁港の整備を行う事業であります。国の補正予算による増額などによるものでございます。国の補正予算につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

322ページをお開きください。

一番上の(項)農林水産施設災害復旧費1億9,948万2,000円の減額についてでございます。

今年度は台風による災害が発生したものの、当初予算の計上額を下回ったことによりまして、減額するものであります。

続きまして、常任委員会資料の4ページをお開きください。

補助公共事業の国の補正予算について御説明いたします。

中ほど、2、国の補正予算に伴う増の内訳、①の国の経済対策に伴うものでございますが、一番下の水産基盤(漁港)整備事業費におきまして、1,000万円の増額をお願いしております。

これは、漁業活動が安全に行えるよう、延岡市の島野浦漁港で岸壁灯の照明等の取替えを行うものでございます。

また、②の防災・減災、国土強靱化対策に伴うものでございますが、一番下の水産基盤(漁港)整備事業費におきまして、7億6,190万円の増額をお願いしております。

これは、持続的かつ安定した漁業活動を支援するとともに、防災・減災対策の強化を図るため、川南漁港ほか4漁港におきまして、防波堤や岸壁の整備と航路・泊地のしゅんせつを行うものでございます。

漁村振興課は以上でございます。

○河野畜産振興課長 畜産振興課でございます。

引き続き、説明資料の323ページをお開きください。

畜産振興課の2月補正額は、一般会計で3億3,126万4,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目の64億4,317万5,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

326ページをお開きください。

1番目の(事項)畜産振興対策事業費、4の「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業590万円の減額であります。

この事業は、中山間地域において、収益性の高い品目を核として、U I Jターンの新規就農者等と呼ばひ込むために、市町村等による「受入パッケージ計画」を策定し、研修や敷地造成及び機械整備等の就農に必要な初期整備に係る費用を支援するものであり、就農支援者数は計画件数を上回る実績件数でありましたが、それぞれの実施事業費が当初の想定事業費を下回ったことに伴い、減額するものであります。

次に、2番目の(事項)畜産団地整備育成事業費、1の畜産競争力強化整備事業、いわゆる畜産クラスター事業1億円の減額であります。

この事業は、地域の中心的な畜産経営体が、地域畜産の収益性向上と生産基盤の強化のための畜舎等の施設整備や家畜の導入を支援するものであります。事業の取下げや入札残等の事業費の縮減に伴い、減額するものであります。

一番下の(事項)酪農振興対策費であります。

次の、327ページを御覧ください。

1の宮崎型酪農競争力強化対策事業1,909万7,000円の減額であります。

この事業は、昨年10月に都城市で開催予定でありました第15回全日本ホルスタイン共進会の

開催準備や出品対策に要する費用を支援するものでありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大会が中止となったことに伴い、減額するものであります。

次に、2の酪農への影響緩和応援事業631万2,000円の減額であります。

この事業は、コロナ禍の影響緩和のため、酪農家自らが乳量アップへの生産性向上や生産基盤強化のための取組に支援するものであります。酪農家の規模縮小や離農等による対象頭数の減少に伴い、減額するものであります。

次に、2番目の(事項)畜産物価格安定対策事業費、3の県産牛肉増産支援事業1億1,829万円の減額であります。

この事業は、コロナ禍の影響による枝肉価格の低下に伴い、厳しい経営環境にある肉用牛肥育経営に対し、アフターコロナの需要回復や輸出再開を見据えて、将来にわたり安定的に県産牛肉を供給できるよう、生産基盤の維持・強化のため、牛マルキンの発動状況に応じて素畜を導入するための奨励金を交付するものであります。昨年10月以降の枝肉価格の回復による交付金の減少に伴い、減額するものであります。

畜産振興課は以上であります。

○丸本家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

歳出予算説明資料の329ページをお開きください。

家畜防疫対策課の2月補正額は、一般会計1億1,878万9,000円の増額補正をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目、19億7,705万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

331ページをお開きください。

一番上の(事項)家畜防疫対策費についてあります。

4、次世代の畜産を守る家畜防疫対策事業、1億2,531万9,000円の増額についてであります。

本事業は、国の交付金を活用して、農場防疫に必要な資材の設置等を支援するものであります。

本年度は、家畜伝染病予防法及び飼養衛生管理基準が改正され、野生動物対策として防鳥ネットの設置が養豚農場内の施設、あるいは養鶏農場の堆肥舎等鶏舎以外の施設への設置が新たに義務づけられたことから、これを強く推進した結果、設置を計画する農場が増えたため、増額をお願いするものであります。

家畜防疫対策課からの説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

補正予算関連議案についての質疑はございませんでしょうか。

○窪菌委員 278ページの下の方の6次産業化の推進に要する経費ということで、今、いろいろ加工等をやっているんですが、香港事務所の話がここでちょっと出たんですが、輸出もかなり増えてきたという話もあるんですが、香港事務所はどういった状況なんでしょうか。

○愛甲農業連携推進課長 香港事務所につきましては、輸出を促進するための業務をお願いしておりますので、6次産業化関連のこの事業とは関係がない状況にあります。

○窪菌委員 何かさっき、香港事務所の話がされたんですよね。今、この状況を教えていただくとありがたいですが。

○愛甲農業連携推進課長 輸出関係のお話になるかと思っております。資料では278ページの(事項)

農産物流通体制確立対策費の4、みやざき輸出
対応力強化推進事業でございます。

香港事務所の状況なんですけれども、御承知
のとおり、香港でもコロナが拡大しております
で、活動が非常に制限されている状況ござい
ます。

予算どおりの活動が十分にできているかとい
うと、そうではないところがあるんですが、そ
ういう中でも事務所の方々がいろんな工夫を凝
らして、リモートで会議を開いたり、あるいは
地元のホテルに、キンカンのPRを行って——
向こうに英国の、アフタヌーンティーを楽しむ
文化があるんですけれども、そういったものを
仕掛けたりして、いろいろと知恵と工夫を發揮
しながら取組をやっていただいているところで
ございます。

○窪菌委員 アフターコロナに向けてというこ
となんでしょうけれども、今、実際は輸出の扱
いというのはどういった状況なんですか。

○愛甲農業連携推進課長 本県の輸出の実績に
つきましては、4月から3月までの計になる
ということなので、令和2年度の実績について
は現在取りまとめ中ということで御理解いた
だきたいと思いますが、全国の状況を見ます
と、前年度と比較すると、やはり年始めから
非常に多くの品目が不調でありました。宮
崎県に関連する品目でいえば、牛肉であつ
たり、ブリであつたり、そういったものも
非常に不調な状況にございました。

しかしながら、中盤以降になって非常に盛
り返してきたところもございます。今まで
輸出があまりなかった品目、例えば卵であ
つたり鶏肉、そういったものが伸びてきた
経緯もございまして、国全体でいえば前
年比101%ということで、最終的には前
年を上回る実績が上がったと報告

されております。

○日高委員長 関連でございますでしょうか。
では、そのほかでお願いします。

○横田委員 同じく農業連携推進課の277
ページ一番下、県産農畜水産物応援消費
推進事業、1億5,575万円の減額です
けれども、先ほどの説明で、学校からの
要望が何か少なかったというような説
明だったと思う……もう一回詳しく説
明していただけないですか。

○愛甲農業連携推進課長 学校給食への
提供につきましては、牛肉であつたり地
頭鶏、水産物や高級果物、*マンゴー、
メロン、そういったものに取り組んで
おります。

学校からの要望がなかった、という話
なんですけれども、例えば牛肉であれば、
1回の1人当たりの単価が、100グラ
ム未満で1,000円未満という条件が
あつて、それを学校給食でやろうとし
たときに、小中学校の生徒1人当たり
に100グラムを1回の給食で与える
ということは非常に難しい、という中
でその調整を——マックスで要求し
ていたものですから、それとの差があ
つて補正をすることになっています。

国に条件を緩めるようお願いして、も
っと回数ができるように要請はかけた
ところですが、今度は各学校が、牛肉、
地鶏、魚であつたりという今まで予
定していなかった食材を、学校給食の
メニューに急遽取り入れることはでき
ないということで、現場では精いっぱい
取り組んでいただいたところなんです
けれども、こちらが確保している予算
を十分活用できるほどの回数には至
らなかったということでございます。

○横田委員 すごくもったいない、残念
な気がするんですけれども、コロナ対
策だからもう今年度だけで終わるん
ですかね。

※26ページに訂正発言あり

○愛甲農業連携推進課長 国も3次補正の中で関連事業の紹介をしているところです。それを受けて、来年度繰越しになるかと思えますけれども、そういう取組をまた幅広く募集しまして、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

ひとつ訂正をさせていただきます。先ほどのマンガーの話は、当課の予算ではなく、植栽という形で実施された事業でございました。

○松田みやざきブランド推進室長 ブランド推進室でございます。愛甲課長が申し上げた、今後の学校給食への取組に関して、国の第3次補正予算が出され、その中に学校給食の取組メニューがございます。

ホームページ上の計画では、3月上旬から4月上旬までの公募期間を設けて、地域協議会やJA等が物を提供するという公募形式となっております。令和3年の7月ぐらいから実施する計画を検討していただくよう、各市町村、農協等に御連絡しているところでございます。

○横田委員 せっかくの事業ですので、予算を全部使い切るぐらいの計画を、学校側にもしっかりと取っていただくように、連携して取り組んでいただければと思います。

○星原委員 農産園芸課の291ページ(事項)強い産地づくり対策事業費で、2億円余の減額になっていますが、農産物の高品質化や高付加価値化、低コスト化ということで、中身をもう少し詳しく教えていただくとありがたいです。

○柳田農産園芸課長 説明事項の1、宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業は集出荷場や加工場等、ハード部分を整備する内容でございます。

当初、圏域のお茶の工場を集荷場と貯蔵庫を別々の建物で造ろうと計画しておりましたが、国と調整する中で、1つの建物の屋根の下に入

れてよい、という調整ができましたので、事業料がその分減り、減額するというのが主な内容です。

2番目の農業用ハウス強靱化緊急対策事業は、昔のハウスだと非常に耐久性が弱いので、新たな補強に対して補助するものでございまして、昨年度が310戸、約74ヘクタールで事業に取り組んでいるんですが、その取組に対する入札残の部分が2,100万円ぐらい出ているという内容になっております。

○星原委員 予算の段階で計画しているわけですから、2億円も余るといのは、今の説明で分からんこともないですが、予算の段階と随分変わった部分というものは、今の説明以外にはないんですか。説明いただいた分で、それだけの残が出ると、予測はできないものなんですか。

○柳田農産園芸課長 主なものということで申し上げますけれども、この中には細かく入札残や——ハウスを造ろうと思っていたけれども、コロナで来年以降に延ばす、といったものもございます。大きな金額を減額したのが、先ほどのお茶の工場でした。

計画段階で、実施設計の数字を出しますけれども、計画を煮詰めていく中で、22億円ぐらいの事業規模でした。それを圧縮する中で3億円、4億円ぐらいの圧縮になったということです。

○日高委員長 ほかにありますか、そのほかで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○殿所農政企画課長 常任会資料の6ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて、専決処分を行いましたので報告いたします。

事案は、県有車両、公用車による交通事故で、

令和2年9月1日、日南市南郷町榎原丙92番地北東方約100メートル先路上におきまして、走行中にスリップし、対向車線側ののり面に衝突した際に、国土交通省が所管する反射材を損傷したものであります。

原因は、運転者によるカーブ進入時の減速が不十分であったことによるものであります。

損害賠償額は12万8,800円で、県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全につきましましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますけれども、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けて厳しく指導してまいりたいと考えております。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○小林中山間農業振興室長 中山間農業振興室でございます。

常任委員会資料の8ページをお開きください。

Ⅲ、その他報告、日本農業遺産の認定についてでございます。

1につつましまして、日本農業遺産は、伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化やランドスケープなどが一体となった農林水産業システムを国が認定するものでございます。

2、国内の認定状況につつましまして、今回、宮崎市田野・清武地区と日南市の2地域が認定され、全国で22地域となっております。

3、認定までの経緯につつましまして、両地域とも、今回が2回目の挑戦でございまして、関係

者の皆様が一丸となり、現地調査も含め、国の2回の審査に臨まれた結果、2月19日の認定に至ったところでございます。

4、県内の認定状況につつましまして、両地域のシステムの概要でございまして、(1)宮崎市田野・清武地区につつましましては、夏作と冬作による高度な土地利用に、「大根やぐら」で大根を干すなど、江戸時代から続く野菜を「干す」という一次加工の伝統を組み合わせたシステムでございまして、干し大根加工により生産者の所得が確保されていること等が評価されているところでございます。

(2)日南市につつましましては、稚魚まで捕り尽くすことがない資源に優しい持続性のあるカツオ一本釣り漁法が造船材に特化した餌肥林業と結びつき、漁場の形成、造船等と一体となって300年以上続いているシステムでございまして、資源に配慮した歴史的な漁法が現存していること等が評価されているところでございます。

両システムの概念図につつましましては、9ページに参考として掲載してございます。

8ページにお戻り頂きますと、5、今後の県の対応といたしましては、世界農業遺産認定で得られた知見を生かし、地域間の連携促進や地域活性化につなげるための魅力の磨き上げ等の取組を支援することに加えまして、システムを保全していくために地域が取り組む計画である「アクションプラン」の実現に向けた助言や指導、あるいは県が誇るブランドとして、県内外へPR活動を実施するという事などに取り組んでまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございまして。

○松田みやぎきブランド推進室長 委員会資料の10ページをお開きください。

宮崎県食の安全・安心推進計画の改定につい

てでございます。

1の改定の趣旨でございますが、本計画は宮崎県食の安全・安心推進条例に基づき、平成28年3月に策定したものを、計画期間が満了を迎えたことから、改定を行ったものです。

2の経緯のとおり、改定にあたっては、宮崎県食の安全・安心対策会議において検討を進め、12月の当委員会において素案の報告をさせていただいたところです。

その後、パブリックコメントを実施しまして、対策会議の承認をもって改定を終えましたので、御報告させていただきます。

3の改定の概要にありますとおり、本計画は、条例に規定した8つの基本的施策——ローマ数字で書いてございます8つの項目でございます。これごとに行動事項を設けまして、今回の改定では、主に表中の波線の行動事項について、見直しを行っております。

具体的には、次のページの2)主な変更内容にありますとおり、肥料取締法の一部改正による、肥料の配合に関するルールの見直し等を受けての変更、また食品衛生法の一部改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化を受けての変更、さらに社会情勢の変化等から、食育・地産地消の推進に関して、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえての変更等を行いました。

4の計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

5のパブリックコメントにつきましては、12月から1月にかけて実施し、2団体から9件の御意見をいただいたところです。

このうち、主な御意見2つとその対応について表にしております。

1つ目は、県産県消を進めてほしいとの御意見で、これを踏まえ、県産県消として本県食材

の応援消費や加工業者・飲食店等での積極的な活用を推進する旨、追記をいたしました。

2つ目は、食育・地産地消の推進について、KPI設定は必要ないかとの御意見で、これを踏まえまして、県が別途定めております「宮崎県食育・地産地消推進計画」の目標項目の中から、「1日平均野菜摂取量」及び「地場産・宮崎県産を意識して購入する県民の割合」の2項目を追記いたしました。

改定後の計画書を、本日、お手元に配付させていただいておりますので、御確認いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○丸本家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。常任委員会資料の12ページをお開きください。

高病原性鳥インフルエンザへの対応状況についてであります。

左のページには、国内における発生状況を示しております。国内では、本県の12例を含め17県51例が確認されております。

本シーズンの特徴として、本県を含め香川県や千葉県など特定の県で発生が集中していたことや、100万羽を超えるような最新式の農場においても発生が確認されていることが上げられます。

右のページには、本県の発生状況をお示ししております。丸数字は発生地点、地図の右側から下段にかけての四角囲みに、12例目までの殺処分羽数、発生の確定日、防疫措置の完了日等を記載しております。

10例目と11例目は、3月3日に移動制限区域が解除され、現在、12例目のみ制限区域が残っておりますが、今月20日の午前零時には全ての制限が解除される見込みです。

また、星印は、野鳥からのウイルス検出を示しており、これまでに、延岡市と都農町で野鳥のふん便から、延岡市と高原町で死亡した野鳥からウイルスが確認されております。

14ページをお開きください。

今シーズンの発生状況につきまして、1月以降の10例目から12例目を中心に御説明いたします。

(1)は発生農場の概要を、(2)には防疫措置の実施状況を、(3)には発生農場における従事者の人数をお示ししております。

太線の中が10例目以降の状況で、(1)にありますとおり、11例目は飼養羽数が24万羽と多く、(2)にあるとおり殺処分までに34時間を要しましたが、防疫措置完了の目安である72時間はクリアしております。

また、(3)にあるとおり、従事者数も約1,200名と多くなっております。

12例の発生農場の防疫作業には、関係市町や自衛隊、県建設業協会、JAなど関係団体等から御協力をいただき、延べ合計約7,200名で対応いたしました。

(4)は、制限区域内の農場数を、また(5)には消毒ポイントの運営状況を示しております。10例目、11例目は近隣農場であることから、(4)にあるとおり、それぞれの制限区域の農場はほぼ重複しており、(5)にあるとおり、消毒ポイントも同じ10か所に設置しました。

右のページを御覧ください。

これまでの発生防止対策の取組状況として、4の(1)にありますとおり、12月までに2回の消毒命令を、2月にはネズミ等の駆除命令を家畜伝染病予防法に基づき発出しております。また、これらの命令に併せて消石灰や殺鼠剤の配布を行っております。

5及び6にあるとおり、12例の発生を踏まえ、防疫指導の在り方や防疫作業について、検証しております。

まず、5の(1)県による防疫指導として、②の2つ目の丸にあるように、農場ごとに管理マニュアルを作成させることにより、生産者自らが作業手順を確認し、防疫上の不備をチェックできる体制を構築するなど、実効性のある防疫体制を整備してまいります。

併せまして、(2)のとおり、県だけではなく養鶏関連会社などの関係者としっかり連携した、より効果的に指導ができる体制づくりを進めてまいります。

また、6の(1)の①にありますとおり、大規模農場での発生等を想定し、交代制の導入等についても取組を進めているところであります。

最後になりますが、7にあるとおり、国に対しまして、鶏舎内へのウイルスの進入経路の早期解明に加え、野鳥の飛行ルートなどに起因する発生リスクの地域差の解明、さらに、専門的な見地に立った野鳥対策の検討を要望してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございませんでしょうか。

○横田委員 鳥インフルエンザについてですけども、午前中、環境森林部からも説明があり、死亡野鳥を回収してウイルスを保菌しているかどうかの確認をするということでした。それも当然必要と思うんですけども、あちこちの川とか池にいっぱい鴨が浮かんでいるじゃないですか。その生きている鴨を捕獲して、保菌しているかどうかを調査するというのは、全く考え

ておられないんですかね。

○丸本家畜防疫対策課長 野鳥そのものを捕まえて検査するというのは、なかなか難しいと考えておりますので、自然環境課で野鳥のふん便の検査を独自にやっていたいただいているところです。

12月から1月、2月、各50検体のふん便を採取して検査を実施しております。先ほど説明しました、延岡市と都農町で、野鳥のふん便からウイルスが確認された事例ですけれども、この検査によって確認されたものでございます。

○横田委員 佐土原に400年以上続いている鴨の伝統猟があるんですけれども、それは生け捕りなんです。もう随分前になるんですけれども、生け捕りだから、東京大学の研究チームが来て、どこまで帰るのかを調べるために発信機をつけたことがあったんです。

発信機をつけてまた放すんですけれども、何日かしたらまたその発信機をつけている鴨がかかって、ちょっと学習しろって話したことがあったんですけれども、そういうことを考えると、ある池に渡ってきた鴨は、あちこちするんじゃないかと、ずっとそこにいるんじゃないかと思うんです。

だから、もし生きていた鴨を捕獲して検査することができれば、養鶏農家等に注意喚起できると思ったものですから。今はふん便で対応されているということですが、もしよかったら考えていただけるといいなと思ってですね。

○丸本家畜防疫対策課長 検査をすること自体は、鳥が捕まってしまうばできないことはないんですけれども、具体的にどのような形で生け捕りにして検査をするか、どの程度の頻度ですれば有効な対策になるか、ということも野鳥対策の中で一緒に検討していただきたいというこ

とを、国へ要望していきたいと思っております。

○星原委員 今、横田委員から生け捕りという話が出たんですけれども、睡眠剤みたいなものを入れさせた餌を食べさせて、鶏なんかで試験して、食べれば眠るのか、人間の睡眠剤みたいなものは効果がないのか、宮崎県だけじゃなくて、大学等でも、今後検討していかないと。餌で食べさせて、というのが一番捕まえられるんじゃないかなと思うんですよね。

ほかの鳥獣でもそうなんですけれども、何か研究するところがないと——毎年同じような形で、これだけ鳥の埋却をすると財産がなくなるわけで、従事するいろんな人たちの苦労を考えると、渡り鳥が毎年来ることは避けられないとしたら、その習性や、どういう形で対応していくかという研究に取り組まないといかんと思うんですが、そういう研究はどこもやっていないものなのか。

○丸本家畜防疫対策課長 そのようなことについて、なぜ宮崎県に発生が多いのかということも含めて——恐らく野鳥、渡り鳥の生態が大きく関わっているんであろうと推測されるので、国に対してしっかり対策をしていただくように要望してまいりたいと思います。

一般的には、シベリアに大きな営巣地があって、そこでひなをかえして、冬になると暖かいところへ飛んでくると言われています。今シーズンはヨーロッパ、日本以外に韓国でも大きな発生を見ているところです。

シベリアからの渡り鳥が飛んでいくところで発生があるということについては、宮崎だけの、日本だけの問題でもないということで、口蹄疫では国際的な対応がされていると国から聞いていますので、鳥インフルエンザについても、そういう対応ができないのかということも含めて、

要望してまいりたいと思っております。

○星原委員 何らかの対応も一方では考えていけないと。鳥インフルエンザにかかった鳥を処分することに苦勞するだけ、を毎年繰り返すのがいいのかを——経費の面でも、人的な面でも大変なので、そういうところに向けても研究していったほうがいいかなと。

また、15ページの5番で、防疫指導に係る検証と対応について、(1)、(2)、(3)を説明いただいたんですけれども、この辺りのことは、これまでもやってきたんじゃないかなと思ってしますので、改めてこういうことが出てきたのか、これまでも対応してきたことを繰り返しているのか、どう見たらいいのかなと思っているんですよね。

○丸本家畜防疫対策課長 対策の多くは、これまでも繰り返しやってきたことがあります。ただ、例えば①の2つ目の丸にありますように、経験年数に応じた職員の研修——職員が少しずつ入れ替わっていくことで、若手職員が増えてくれば、防疫の経験年数が少ないということに対する研修というのは、しっかりやっていかなきゃいけないということも出てくると思います。

また、指導する側だけでなく、農場の側でも世代交代が起こっております。若手の従業員を雇っているところも多くあると聞いておりますので、そのようなところの人による防疫レベルの差というのがあることを前提に、いろんなことを考えながら指導していかないと——同じことを同じように伝えても、相手の受け取り方によっては全く響かない場合もあるということも考えながら、対応していかなきゃいけないと思っています。

ただ、農場ごとにできる対策というのは、恐らく大きく変わることはないと思います。人、

あるいは野生動物等がウイルスを鶏舎内に持ち込む、その進入経路をどこかで防ぐことを丁寧にやっていくことは、今考えられる最大の農場防疫だと思っておりますので、まずはここをしっかりとやるということ、今後も引き続き行っていきたいと思っております。

○星原委員 鳥インフルエンザを出した農場は、それぞれ違う人なのか、2回目とか3回目を起こしたことがあるのか、この過去10年間でどうなのか。毎年違った、初めてばかりのところか、何年かおきに同じところで出ているのか、その辺は分かりませんか。

○丸本家畜防疫対策課長 昨年度までは、2回繰り返すという方はいらっしゃらなかったんですけれども、今回の12例の中には、過去に発生農場を所有していた方々がいらっしゃいます。

ただし、それは農場が違う農場なので、同じ農場ではございません。それぞれの農場は、過去に発生させてしまったということで、可能な限り防疫ができるような、最新鋭のウィンドレスの鶏舎に造りかえて、場所も変えています。しかし、そういった対策をしてきた農場でも発生があるということで——残念ながら2例については、過去にも発生した農場での発生ということになります。

○星原委員 今回の発生件数で見ると、香川県、宮崎県、千葉県の3県が2桁台の発生件数なんです。ということは、この3県に共通するものが何かあるのか——発生が1件ぐらいのところも結構多いわけで、毎年収束した後の3月とか4月以降に、情報のやり取りなんかをしながら次の対応を考えたりされているものなんですか。

○丸本家畜防疫対策課長 10年前に宮崎県で13例出たという事例はありますけれども、過去にそれ以外でこんなにたくさん発生するという事

例はあまりなく、普通の県で言えば1例、2例というところで留まっているパターンが多かったので、個別にその地域の都道府県と相対で話をする機会を毎回つくっていたかというところまではしていません。

しかし、宮崎県と同じ時期に発生した、あるいは宮崎県で発生していない時期に発生があった県からは、研修に来ていただいた中で情報共有するということはしてまいりました。

ただ、委員御指摘のとおり、宮崎県を含む3県については、10例以上の発生があって、特定の地域に限局して発生しているところもあるので、何らかの共通要因が出てくる可能性もあるので、情報共有をしっかりとやっていきたいと思っております。

○星原委員 この件で最後にしますけれども、宮崎県は発生件数が多いので、処理の仕方が早い、やり方がうまいとか話を聞いて、喜んでいいのか悪いのかと思っているんですが、その辺はどういうふうに皆さん方が……。職員の研修とか、処理の研修じゃなくて、防疫の研修を考えたときに、自衛隊の皆さん方とか、建設業の皆さん方とか、職員の皆さんたちが苦勞しないためには、何か考えていかないと。

毎年この繰り返しは、情報をもらっても嫌な気分ですので——絶対ゼロにするのは難しいことかもしれませんが、養鶏の経営者の皆さん方との意見交換の中でも、日常の中で考えていかないと。

本当に小動物だけなのか、経営者の方々とかそこに入りする、餌を運んだりするその他の人たちなのか、原因を捉えて対応していかないと大変だと思いますので、ぜひそういう努力をしてください。

○大久津農政水産部長 各委員から御指摘、御

要望を頂きましたけれども、今回も12例発生したということは、本当に深く反省とともに受け止めております。

しかしながら、今回は特徴的に香川県、千葉県みたいに大規模で100万羽を超える、最新鋭の養鶏場で発生しているということもあります。宮崎県みたいに、今まで出なかった西・北諸県でも発生するというのは——散發で出るとか、ほかの県は1事例で終わっているとか——野鳥が原因とは言われますけれども、野禽と猛禽が在鳥しますので、そういったところに関係あるのか、また、専門家の意見で、確定ではないんですけれども、ハエが原因とか、ウイルスが風で飛んでとか、いろんな話が出ております。

こういった中で、横田委員、星原委員からありましたとおり、農家さんも鶏を守るために必死に対策をされていたにも関わらず、今回も発生したという状況です。

農家さん方とお話したこともありますけれども、周辺の住民に迷惑をかけて申し訳ないと、本当に反省をされています。

「ここまで対策をやったけれど発生した理由が分からない」と御苦勞を頂いているのを感じますと、最後のページにありましたように、国に——今回の防疫対策は、やることを再徹底しながら、農政水産部には疫学調査等で御指摘もいただきましたし、口蹄疫のときのように、他県の事例も含めて、映像や写真等を全て残していますので、そういったものも含めて情報を——細やかな分析もしております。

そういったものを国に提供して、専門的見地から、各県との比較をしながら分析していただいたり——野鳥の問題は、県でできるような状況ではございませんので、各県で野鳥のリスクが違うのかどうか。また、野鳥対策は環境省の

所管であるので、農水省で野鳥を捕獲して何かをやるということは難しいのですが、果たして本当に殺処分して防疫措置を終わらせていいかどうか。

鳥インフルエンザを出さない、出てしまっても——千葉県では100万羽以上の養鶏場が、もう1か月も2か月も対応に追われている中で、蔓延してしまうことも考えますと、千葉県の知事からも家畜伝染予防法の在り方や、制限期の在り方等、いろんな申出も出ているようでございます。

今回、何回も鳥インフルエンザが出た中で、予測しがたい発生事案となっておりますので、国ともしっかりと意見を交わしながら、専門的な見地からの解明についてお願いしていきたいと思っております。

県としては10年前も未曾有の被害を受けたわけでございますけれども、それからの再開・復興に向けて検証委員会をつくって、どう対策するかということ、この10年でしっかりやってきたつもりでございます。

防疫についても、4本柱でしっかりやってきたつもりではございますけれども、まだまだ抜けているところ——また、忘れないというところから、先ほど課長が言いましたように、世代交代で知らない時代の若者がどんどん増えていきますので、大変さというのをみんなで知らしめて、自らがここを守るんだという意識の下、関係団体農家さんはもちろんのこと、県としてももう一度仕切り直して、しっかり対応して、私どものときにこれだけ発生させてしましまして申し訳ないんですけれども、来年からは発生しないよう、職員みんな頑張ってくれると思いますし、応援していきたいと思っておりますので、御理解頂きたいと思っております。

○星原委員 部長の話聞きながら思ったのは、今、コロナがはやっていますよね。ワクチンができて打つわけですが、鳥にもウイルスを殺す方法はないかを研究することを、どこかでやり取りしてみてください。

○有岡委員 8ページの日本農業遺産、2件、農林水産大臣の認定を受けたということで、大変ありがたいことだと思いますが、認定を受けて終わりじゃなくて、これをどう生かすかということが大切だと思っております。

例えば、世界農業遺産の認定を受けた地域で、椎葉村ではソバが賞を受けたとか、本日はヒノヒカリの特Aの話が出るだろうし、大変な話題があつて、もっとPRするチャンスだと思っております。「宮崎の食材を食べよう」というキャッチコピーで取り組むならば、今ジビエフェアをやっていますが、そういったPRをするとか、もっと我々も含めて、PRをやっただけのいいなと思っているんですが、その点何か情報がありましたら、御意見を頂ければと思います。

○小林中山間農業振興室長 今回日本農業遺産認定をされた地域につきまして、やはり地域が誇る大事なものだと考えてございまして、それぞれの地域でもいろいろな取組をされると思っております。

現時点では、例えばでございますけれども、地域と相談をしながら、今年の補正予算で作った部独自の「ひなたMAFiN」という情報発信ページがございますので、そういった県のホームページなどでしっかりと魅力を発信していくということもございます。

また、それぞれの地域の連携を促進しまして、例えば、高千穂郷・椎葉山地域のノウハウを日南市と宮崎市にも共有していただいて、取組を

より高めていただくということも考えてございます。それぞれの地域としっかり御相談をして、県としてもしっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

○有岡委員 宮崎県の農産物がすばらしいということを——野菜でも機能性野菜があったりといったことを、ぜひ県民の皆さんにつないでいただくと、ますます消費が伸びて、県民の自信になると思いますので、よろしく願いいたします。

○窪菌委員 10ページの宮崎県食の安全・安心推進計画の改定の説明があったところですが、平成28年度から今までずっとその計画でやってこられて、今回改定するということですが、この改定の内容の主なところといたら、どの辺りに……。今までの計画と、今回の改定とは、HACCPの話が大分出ておりますけれども、どういったところが変わったのか、お聞かせください。

○松田みやざきブランド推進室長 変更内容に関しましては、11ページの上のほうに主な変更を2行、3行程度で書いてございます。肥料取締法に関しましては、配合に関するルールが堆肥と化学肥料を混ぜて届出できる等、法的な見直しがありましたので、そういったところを受けて改正をしております。

HACCPにつきましても、令和2年6月、それから令和3年6月と順を追って改正がなされていくわけですが、そこを衛生管理当局が、制度の今の情勢を踏まえて改正してございます。HACCPの部分が大きく変えているところでもございます。

また、(3)にあります社会情勢の変化等を踏まえた変更に関しましては、コロナ禍ということも踏まえて、地産地消に積極的に取り組ん

でいくというところを、「県産県消」という言葉も交えて積極性を出したところがございます。

○窪菌委員 そういったHACCP等の制度は、今どういった状況なんですか。この生産過程に取り組んでいらっしゃるというのは、どの程度あるものなんですか。例えば法人であるとか、個人であったり、おおよそでいいんですけれども——少しは普及しているものなので、何件か見たことがあるんですが。

○松田みやざきブランド推進室長 HACCPに関しましては、福祉保健部で進めていることとございます。令和2年6月1日から、原則全ての食品等の事業者は、HACCPに沿った衛生管理を実施することとなったということがございます。

ただし、小規模事業者、50名以下といったところに関しては、手引書による衛生管理を行うというふうに、規模間でも違いがあると聞いてございます。

お尋ねが事業者数等でしたら、農政水産部ではデータを持ち合わせておりませんので、必要があれば福祉保健部に確認をし、御報告したいと思います。

○窪菌委員 同じ食品でも、牛肉とか鶏についてはかなり整備されていると思うんですけれども、野菜類ですね、葉物、根物、その他、なかなかうまくいかないのではないかという気がするんですよ。

大きな法人であれば、それを一貫してやりますから取り組むところもあるんですけれども、個人の小さなところというのは、厳しいかなという気がします。報告書一つ作るにしても大変だという気がしますし、若い人たちはいろいろできますけれども、高齢化の農家の中ではなかなか厳しいかなという気もあるんです。野菜類

に限ってもいいですけど、その辺りの指導の仕方、今後の取り組み方というのは、どういった考え方なんでしょうか。

○松田みやざきブランド推進室長 HACCPを取り入れた考え方、という点でいきますと、先ほど申し上げましたが、小規模事業者というのは従業員50名未満というところ、また、手引書によってやらなければいけないというのは、小売り販売のみを目的とした小規模な製造加工、調理事業者も入りますので、今言われました野菜関係を含め、加工されるところ、農政水産部としても一次産品を加工していくという部分において、福祉保健部と連携を取りながらやってまいりたいと思っております。

また、現場においては、HACCPの遵守に関しまして、保健所の食品衛生監視員が確認をするということになってございますので、県としましては、保健所を中心とした体制で、遵守の確認を行っていくことになろうかと考えております。

○窪菌委員 東京オリンピックをめどに、HACCPを普及させようということで、国を挙げて取り組んだんですけども、オリンピックもどうなるか、無観客になれば、あまり関係ないのかなと思っているんですけども、今後ともこういった取組にはよろしくお願ひしたいと思っております。

○日高委員長 その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時33分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日行うこととし、再開時間を1時10分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

本来であれば、採決後に御意見を頂くところでありますが、今回は日程的に余裕がございませんので、この場で協議していただきたいと思っております。委員長報告の項目として御意見を願ひいたします。

暫時休憩します。

午後2時33分休憩

午後2時34分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任頂くことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでございました。

午後2時34分散会

令和3年3月5日(金曜日)

議事課主査 川野有里子
議事課主任主事 石山敬祐

午後1時8分再開

会議に付託された議案等

- 議案第61号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)
- 議案第66号 令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)
- 議案第67号 令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第68号 令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第72号 令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
 - ・「産業廃棄物処理に係る公共関与事業のとりまとめ」について
 - ・日本農業遺産の認定について
 - ・宮崎県食の安全・安心推進計画の改定について
 - ・高病原性鳥インフルエンザへの対応状況について

出席委員(7人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	安田厚生
委員		星原透
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		河野哲也
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含め御意見を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、それとも一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括で行います。

議案第61号、第66号から第68号及び第72号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。

よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 以上で、委員会を終了します。

午後1時10分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長

日 高 陽 一